

平成23年度における検討事項について

平成23年度は、東京都福祉サービス評価推進機構において、次の事項について検討する。

- (1) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）に係る共通評価項目の策定
- (2) 既存の評価対象サービスのうち、次のサービスに係る共通評価項目の改定
 - ①児童養護施設 ②乳児院 ③母子生活支援施設 ④婦人保護施設
- (3) 第三者評価システムの改善のために必要な事項

(1) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）に係る共通評価項目の策定

自立援助ホームについては、下記の理由により第三者評価の実施が必要と認められることから、平成24年度からの評価開始を目指し、平成23年度中に「事業評価」及び「利用者調査」の共通評価項目を策定する。

- ① 本人申込みにより、児童養護施設の退所児童等を入居させて援助や指導等を行う事業であり、第三者評価を実施することにより、児童等への情報提供の充実及び事業者によるサービスの質の向上を図るべきサービスであると考えられること。
- ② 自立援助ホームについては、第三者評価の受審が運営費の弾力運用を行うための要件の一つとされていること。
- ③ 国において、自立援助ホームに係る第三者評価基準ガイドラインが策定され、第三者評価の実施が推進されていること。

(2) 既存の評価対象サービスに係る共通評価項目の改定

下記のサービスについて、法改正の動向や評価実績等を踏まえて、「事業評価」のサービス項目を見直し、平成24年度の共通評価項目に反映する。

- ① 児童養護施設
- ② 乳児院
- ③ 母子生活支援施設
- ④ 婦人保護施設

(3) その他の検討事項

評価手法の検証、評価の質の向上のための方策など、福祉サービス第三者評価システムを改善するために必要な事項について検討する。

(4) 留意点

障害者自立支援法に基づくサービスについては、順次、共通評価項目の策定を検討していくこととしていたが、障害者総合福祉法（仮称）の検討の動向を踏まえるため、平成23年度は新規サービスに係る共通評価項目の策定は行わない。